

部会ニュース「7-47」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 高齢でも「働きたい」介護従事者 4 割超 NCCU
2. 社会福祉連携推進法人が 31 法人に 厚労省
3. パート合格（合格パートの受験免除）が開始 社会福祉振興・試験センター
4. 介護従事者など向け LIFE 研修会、12 月から開催 厚労省

1. 高齢でも「働きたい」介護従事者 4 割超 NCC

- ・ 65 歳以上になっても介護業界で働きたいと時給制で働く介護従事者 2,165 人の 4 割超が考えていることが、日本介護クラフトユニオン（NCCU）の調査で明らかになった。月給制（3,817 人）では約 3 割が 65 歳以上でも業界で働きたい意欲を示していた。20 日の調査結果報告会で染川朗会長は、「定年や雇用延長の上限を各法人が把握しているので、本人の健康状態や能力を踏まえて働きたいことを法人として認めてほしい」と呼び掛けた。
- ・ 調査は、就業の意識や実態を把握するため、NCCU の組合員（介護従事者）を対象に 3 月 25 日－5 月 9 日に実施。月給制の 5,351 人、時給制の 3,815 人から回答を得た。今回は「定年」に関する質問項目を新たに設けた。
- ・ 65 歳以上になった場合の働く意欲を聞いたところ、月給制の組合員の 29.1%が介護業界で「働きたい」、25.9%は「働きたくない」と答えた。時給制では、「働きたい」が 41.9%、「働きたくない」は 15.4%。それ以外は、ともにまだ検討していなかった。
- ・ 65 以上になっても働きたい介護従事者は、月給制・時給制の組合員ともに 60%以上が「体力・気力が続く限り何歳でも働きたい」と回答。その理由（複数回答）では、「年金だけでは生活できない」が月給制は 55.7%、時給制では 48.6%と約半数を占めた。ほかに、「まだまだ働ける」（月給制 39.0%、時給制 43.1%）や「人生のモチベーションを保つ」（月給制 32.0%、時給制 31.7%）も目立った。
- ・ 介護業界に定年退職年齢や継続雇用制度の年齢上限が必要かどうかを聞いたところ、月給制組合員の 58.0%、時給制組合員の 44.3%が「必要」か「どちらかと言えば必要」と答えた。理由として最も多く挙げられたのは、「体力・能力が衰える」（月給制 74.2%、時給制 77.7%）だった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 「2025 年度就業意識実態調査」の結果を公表しました

<https://www.nccu.gr.jp/topics/detail/202508210001>

- 「2025 年度 就業意識実態調査 速報版」電子ブックはこちら

https://nccu.meclib.jp/library/books/2025shuugyousiki/book/#target/page_no=1

2. 社会福祉連携推進法人が 31 法人に

・社会福祉連携推進法人は、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を行う新たな法人制度として、令和 4 年 4 月に創設されたものです。

・厚生労働省のホームページが更新され、令和 7 年 7 月末時点で認定があった、18 都道府県の 31 法人が掲載されています。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 社会福祉連携推進法人一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001534834.pdf>

3. パート合格（合格パートの受験免除）がスタートします！（社会福祉振興・試験センター）

・第 38 回（令和 7 年度）介護福祉士国家試験からパート合格（合格パートの受験免除）が始まります。パート合格（合格パートの受験免除）は、複数の科目を 1 つのパートとして可否判定します。

・試験科目を 3 パートに分割し、一定の合格基準に達したパートについて、翌年、翌々年まで合格したパートの受験が免除されます。社会福祉振興・試験センターで解説動画を配信していますので、詳細は以下をご覧ください。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 社会福祉振興・試験センターホームページ

https://www.sssc.or.jp/kaigo/info/info_part.html

4. 介護従事者など向け LIFE 研修会、12 月から開催 厚労省

- ・2024 年度の介護報酬改定を踏まえた「科学的介護情報システム」(LIFE) の利活用の方法について理解を深めてもらうため、厚生労働省は 25 年度の研修会を 12 月から順次開催する。対象は介護施設・事業所の従事者や自治体職員で、実践編では現場での活用法の紹介などを行う。
- ・研修会は、基礎編と実践編に分かれ、基礎編では LIFE の評価項目に関する基礎知識やフィードバックに関するデータの読み方などを紹介。一方の実践編では、24 年度報酬改定での LIFE の変更項目や現場での活用方法を紹介するほか、介護計画の立案を目的としたグループワークを行う。
- ・基礎編は 12 月 15 日に東京会場、22 日に大阪会場、2026 年 1 月 26 日には博多会場で、実践編は基礎編の開催日の翌日に同じ各会場でそれぞれ行われる。時間はいずれも午前 10 時から午後 3 時 45 分ごろを予定。
- ・参加希望者は事前の登録が必要で、申し込みを既に受け付けており、各会場で 180 人の定員に達すれば締め切る。一方、会場に来られない希望者はオンデマンドで過去撮影分を視聴（期間：8 月 15 日～26 年 2 月 28 日）することができ、こちらも事前登録が必要となる。
- ・LIFE は、施設や事業所が介護サービスの利用者の状態やケアの計画・内容などのデータを提出し、入力された内容が集計・分析され、提出元にフィードバックされる仕組み。2021 年度に運用が始まり、24 年度には利便性を向上させた新システムに移行した。厚労省では、研修会を通じて現場で LIFE が活用され、介護の質が向上するよう支援することを目指す。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1412 「科学的介護情報システム（LIFE）研修会の周知について

（令和 7 年 8 月 22 日）厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001546597.pdf>